

各種手当 どれくらい知っていますか？

普段、毎月手取りがいくらかしか見てなかった…



分からないことがあれば相談してください。

・1日当たりの賃金額

$$\frac{(\text{基本給} + \text{都市手当} + \text{職務手当} + \text{技能手当}) \times 12 /}{(\text{各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間}) \times 255}$$

・祝日等勤務手当の支給額

1時間当たり賃金額に26/100を乗じたもの

・夜勤手当の支給額

1時間当たり賃金額に26/100を乗じたもの

・超勤手当の支給額

1時間当たり賃金額に126/100を乗じたもの
(ただし公休日等に働いた場合は、計算法が異なります)

どのように計算されるの？

私たちの賃金はどのような種別があり、体系で支給されているのでしょうか？
賃金には大きく分けて、**基準内賃金**、**基準外賃金**、**その他の3つ**があります。
まず、基準内賃金は**基本給**、**都市手当**、**扶養手当**で、基準外賃金は**通勤手当**など、給与明細書に書いてあるその他手当の部分です。その他とは、**期末手当**、**ボーナス**となります。
この中でも、今回は、**基準外手当**、**割増賃金**について述べていきます。割増賃金には、**超勤手当**、**夜勤手当**、**祝日等勤務手当**、**特殊勤務手当**の割増があります。割増賃金は1時間単位で計算を行います。祝日等勤務手当の祝日等とは、国民の祝日に関する法律に定められた日ならびに12月31日から1月3日、1月1日を除く)までを言います。

賃金の種別ならびに体系は？



若いカ

第 57 号
2016年 10月1日
発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号
ニッコーハイツ1003号
JR 092-2075
NTT092-483-1515